

随意契約に付し比較見積書を省略する理由

本工事は、高槻市原地内において、令和2年7月豪雨により発生した山腹崩壊により流出した倒木の撤去を行うものである。

当該施工地は、令和2年5月12日に株式会社高橋建材と契約を締結した「原地区治山ダムほか（2・森林防災）工事」の工事進入路沿いの森林で、今般の豪雨により山腹崩壊が発生し、これにより流出した倒木が工事進入路を閉塞したことから、追加で対策工事が必要となったものである。

本工事を実施するためには、既発注工事で使用している唯一の進入路である作業道を共有する以外ではなく、お互いの工事車両が交錯することとなるため、両社の工事進捗を著しく阻害することとなる。

また、近年の異常豪雨災害に伴い、土石流発生リスクが高まっており、下流に位置する民家や寺院、畑への深刻な被害を未然に防ぐためには、既発注工事を早期に完成させることが必要であり、このため作業道上の倒木の除去を早急に行う必要がある。また、下流への倒木の流出を防ぐために、今般の豪雨で渓流内に流出した倒木の撤去も早急に行う必要があり、既発注工事を止めることなく並行して本工事を行うことが不可欠である。

このため、早期に両工事を完成させるためには、既発注工事の施工業者に施工させることが最善であり、工期の短縮や経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも極めて有利と認められる。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、株式会社高橋建材との随意契約とし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略する。